

# 「学校いじめ防止基本方針」

令和6年度 みなかみ町立月野北小学校

## 1 基本的な方針

### [基本理念]

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止対策を行う。

### [いじめの禁止]

いじめは行ってはならない。

### [いじめに対する基本的な考え方・態勢]

- (1) いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- (2) 「一人の子どもに15人の視線」「15人で31人を育てる」という認識のもと、全教職員による多面的な児童理解に努める。
- (3) いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組めるように保護者及びその他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止に取り組む。

## 2 いじめ防止のための基本的な事項

### (1) 基本施策

#### ① 学校におけるいじめ防止

◎いじめの未然防止といじめのない学校づくりを目指し、豊かな心の醸成を図る。

[相手の立場や気持ちを考えることのできる児童の育成]

ア 「元気なあいさつ、元気な返事、正しい姿勢」を合い言葉に、礼儀正しく相手を思いやることのできる児童の育成を目指す。

イ 日々の指導において一人一人の存在感や良さを認めることを意識し、共に生きているという実感がもてるよう温かい学校・学級の雰囲気づくりに努める。

ウ 道徳教育の視点に立った教育活動を推進するとともに道徳の時間の充実を図る。

エ 異学年児童間の交流活動を推進するなど、社会性を育む教育活動を充実していく。

オ 人権週間を中心に人権教育を推進し、人権に対する意識の高揚を図る。

カ 児童会活動を中心とした児童主体のいじめ防止活動を展開し、いじめをしない、いじめを許さない心を育てていく。

#### ② 保護者や地域との連携

ア 学校だより等で本校のいじめ防止基本方針の周知を行う。

イ 適時又は随時、学級懇談会等がいじめについて話題にし、意見交換や情報交換を行う。

ウ 放課後子ども教室「北っ子くらぶ」等外部組織・関係機関との連携を密にする。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ア 児童自らが日常の生活を振り返る「振り返りカード」や「なやみごとアンケート」の実施、日常生活における児童の様子を把握を通して、生徒指導上の課題把握やいじめの早期発見に努める。
- イ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるようスクールカウンセラーの活用や教育相談の日程を設ける。
- ウ いじめの防止等のための対策に関する研修(子どもや保護者への対応、情報モラル等)を計画的に実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) いじめ防止等に関する措置

- ア 「いじめ対策委員会」(生徒指導委員会)を設置する。
  - <構成員> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、低・高学年代表、特別支援教育コーディネーター(教育相談担当)、養護教諭、スクールカウンセラー
  - <活 動> ○いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)
  - いじめ防止に関すること。
  - いじめ事案に対する対応に関すること。
  - いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。
- <開 催> 月一回を定例会とし、いじめ事案の発生等必要に応じて適宜開催。

イ いじめに対する措置

- いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするため必要に応じて保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせるなどの措置を講ずる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、事実を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(4) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ア 重大事案が発生した旨をみなかみ町教育委員会に速やかに報告する。
- イ みなかみ町教育委員会と協議の上当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。